

消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおりこのたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。消費税増税に伴い、契約賃料の変更がございます。

何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、何かご不明点等ございましたら下記番号までご連絡お願い致します。
サブリース事業部 0120-816-551 営業時間 9:00~18:00 (水曜日定休日)

敬具